

令和6年10月11日

東京都知事 殿

東京都情報公開・個人情報保護審議会

会長 新美 育文



東京都情報公開条例第39条第4項の規定に基づく諮問について（答申）

令和6年8月21日付6主税シ第209号により、当審議会に対して諮問された「地方税の賦課事務（情報連携）に係る特定個人情報保護評価書（案）」についての意見は、別紙のとおりです。

「地方税の賦課事務（情報連携）に係る特定個人情報保護評価書（案）」について

## 第1 審議内容

当審議会特定個人情報保護評価部会では、「地方税の賦課事務（情報連携）に係る特定個人情報保護評価書（案）」（以下「本評価書案」という。）について、本評価書案及び根拠資料を点検し、審議を行った。

本評価書案では、地方税の賦課事務（情報連携）（地方税の賦課事務のうち、情報提供ネットワークシステムを使用して減免決定に必要な特定個人情報を照会し、提供を受ける事務のこと。以下「本件事務」という。）について記載している。

なお、本件事務で使用している税務総合支援システム（以下「本システム」という。）については、令和9年1月に次期システムへの更新が予定されており、次期システムによる事務については本評価書案とは別の評価書により既に特定個人情報保護評価を行っている。

## 第2 審議結果

本評価書案を点検したところ、本件事務における特定個人情報ファイルの取扱いについては、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置をおおむね講じていると認められる。

その上で、なお留意が必要な事項等について、次のとおり意見する。

### 1 委託の取扱いについて

- (1) 本件事務について、数百万人の納税義務者の情報を取り扱う可能性があることに鑑みると、委託により本システムを管理することは妥当と考えられる。一方、委託は情報の漏えい等のリスクが高まる要素でもあることを踏まえた対応が必要である。
- (2) 本件事務については、受託者及び再委託先（以下「受託者等」という。）への管理監督は適正であり、リスクが軽減されていることが確認できた。
- (3) 他方、他の自治体の税務事務において、受託者等からの情報の漏えい

等が発生していることから、納税者の不安を払拭するためにも、東京都（以下「都」という。）でも引き続き厳格かつ的確な管理監督に努めること。

## 2 外部記録媒体の取扱いについて

本件事務については、今後も継続して特定個人情報を外部記録媒体に保管し、運搬することが見込まれている。外部記録媒体は、大容量のデータを記録できる一方、一度の紛失等により大量の情報漏えい等が発生するリスクがある。

引き続き、媒体を授受する際の双方確認、保管中の確実な施錠、速やかかつ完全なデータ削除、以上の実施手順を遵守することを都職員に教育するなど、厳格な運用管理に努めること。

## 3 評価書等の点検・整備・活用について

評価書だけでなく、根拠資料として提出された関係規程等についても定期的な点検・整備を継続し、事務実施において活用するよう努めること。

### 第3 審議経過

年月日	審議経過
令和6年8月21日	諮問
令和6年9月2日、8日及び13日	本評価書案概要説明・審議 (第87回特定個人情報保護評価部会)
令和6年9月30日	審議(第88回特定個人情報保護評価部会)
令和6年10月11日	「地方税の賦課事務(情報連携)に係る特定個人情報保護評価書(案)」について答申

(答申に関与した委員の氏名)

神橋 一彦、徳本 広孝、西貝 吉晃